



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1227	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 1
1228	〃	( 〃 )..... 1
1229	〃	( 〃 )..... 2
1230	〃	( 〃 )..... 2
1231	〃	( 〃 )..... 3
1232	公共測量の実施	(技術調査課)..... 3
1233	公共測量の終了	( 〃 )..... 3

### ○ 選挙管理委員会告示

94	政治団体の届出事項の異動の届出	..... 3
95	政治団体の解散の届出	..... 4
96	政治団体の設立の届出	..... 4

### ○ 警察本部告示

15	一般競争入札による落札者の決定	..... 5
----	-----------------	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第1227号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1228号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1229号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1230号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1231号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1232号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量)
- 2 作業期間 令和5年10月17日から令和6年2月2日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

**和歌山県告示第1233号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき田辺市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。  
令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和5年4月20日から同年10月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第94号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
令和5年10月31日

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県白浜支部	福田稔	代表者	福田稔	南勝弥	令和 5.7.1
自由民主党金屋町 支部	殿井貞男	会計責任者	経田和徳	椿原竜二	令和 5.9.10

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
垣内憲一とチャレ ンジ!そして橋本 市が変わる会	垣内靖弘	代表者	垣内靖弘	大西英樹	令和 5.5.26
南出昌彦後援会	柳谷伊久雄	会計責任者	南出かな	南出浩司	令和 5.9.6
善の会	境正吉	代表者	境正吉	田井伸幸	令和 5.9.13
		会計責任者	福島里香	山下浩仁	令和 5.9.13
税理士による鶴保 庸介後援会	田中佳則	会計責任者	中慎之介	和田全史	令和 5.9.30

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年10月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
宇野博治後援会	上野山雅晴	令和 4.9.11
岩本まさゆき後援会	岩本昌之	令和 5.9.22

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年10月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

大江康弘後援会	青木孝尚	元畑眞	西牟婁郡白浜町堅田2497-112	令和 5.9.19
おおや一成後援会	大屋一成	大屋一成	東牟婁郡古座川町月野瀬450	令和 5.9.20
西野たかや後援会	西野峻也	玉田隼輝	岩出市山崎263-18	令和 5.9.29
和歌山維新の会	中庄谷孝次郎	中庄谷孝次郎	和歌山市松江北1丁目1-34	令和 5.10.6

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第15号

取調べ録音録画装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月31日

和歌山県警察本部長 山崎洋平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
取調べ録音録画装置賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社  
東京都品川区大崎一丁目6番3号
- 5 落札金額  
月額206,470円（うち消費税及び地方消費税の額18,770円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年7月14日